

コンタクトレンズ診療費に関するお知らせ

- (1) 当院は「コンタクトレンズ検査料 1」の施設基準に適合している旨、
近畿厚生局に届出を行っています。
- (2) 初診料及び再診料について
 - ・コンタクトレンズの装用を目的としている方で、当院に初めて受診された方は
初診料 291 点を、当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定したことがある方は
外来診療料 76 点を算定いたします。
- (3) コンタクトレンズ検査料1
 - ・コンタクトレンズの装用を目的に眼科学的検査を行った場合は、
200点を算定いたします。
 - ※厚生労働省が定める疾病等によっては、上記のコンタクトレンズ検査料ではなく、眼科学的検査料で算定する場合があります。
- (4) コンタクトレンズの診療を行う医師の氏名 ※令和7年5月現在
 - ・森實 祐基 (眼科診療経験:24 年)
 - ・松前 洋 (眼科診療経験:11 年)
 - ・辻 彰洋 (眼科診療経験:5 年)
 - ・知原 佑樹 (眼科診療経験:4 年)
 - ・林 淳子 (眼科診療経験:6 年)
 - ・石川 千尋 (眼科診療経験:7 年)
 - ・金道 寛弥 (眼科診療経験:8 年)

※上記についてご不明な点がございましたら窓口でお尋ねください。

医療法人伯鳳会 赤穂中央病院